

[事案 30-243] がん給付金支払請求

・令和元年6月21日 和解成立

<事案の概要>

契約時の募集人の誤説明を理由に、がん給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

乳がんにより入院し、手術を受けたため、一月以内に契約したがん保険にもとづき、がん給付金を請求したところ、契約前にすでに乳がんと診断されていたことを理由に、本契約は無効とされ、給付金が支払われなかったが、以下の理由により、契約は有効であり、給付金を支払ってほしい。

(1)契約時、募集人から、「医師から病名（検査結果）を告げられていなければ、保険に加入できる」との誤った説明を受けて契約した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)申立人は、責任開始日に先立って乳がんと診断されていたので、約款にもとづき本契約は無効となる。

(2)申立人は、告知日の時点では診断確定の事実を知らなかったと考えられることから、保険料全額を返還する。

(3)募集人が、「検査結果が出ない時点であれば申込可能である」と申立人に伝えたことは事実であるが、その事実をもって本契約を継続させることは契約者間の公平を害する。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明を理由として、本契約が有効になるとは認められないが、以下の理由等により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1)募集人が、申立人に対し、検査結果が出ない時点であれば、申込可能である旨を伝えたことは、保険会社も認めている。この発言は、がんに関する検査を受けていても、検査結果が出ていなければ、契約できるという内容であると一般的に理解されるが、本契約は、被保険者が責任開始期前にがんと診断確定されていたときには無効となるため、明らかに事実と反する。

(2)上記の発言は、単に誤った事実を告げたというのみならず、告知義務違反を誘発するようなおそれのある説明でもあり、不適切な説明であることは明らかである。